



# 地域の身近な相談相手 民生委員・児童委員

◆問合先 総合福祉センター社会福祉課 ☎0745-79-7151

## 民生委員・児童委員は 地域福祉を担う ボランティアです

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣の委嘱を受け、地域福祉の担い手として活動しているボランティアです。

民生委員は、同じ地域で生活する住民の一員であり、身近な相談相手として、住民からのさまざまな相談に応じ、必要な支援を受けられるよう、地域の専門機関への「つなぎ役」としての役割を担っています。

また、民生委員は児童福祉法によって児童委員を兼ねており、子どもや子育て家庭の相談支援とともに、児童の健全育成活動にもあたっています。

## 地域を見守り、支援へ つなぐ

毎年5月12日は民生委員・児童委員の日

毎年5月12日の「民生委員・児童委員の日」から1週間を「活動強化週間」として、全国23万人の民生委員・児童委員が一斉にさまざまなPR活動を展開します。地域住民をはじめ、関係機関や団体などに民生委員・児童委員の存在や活動を知らせてもらうことを目的としています。

本市では、市内の公立保育所・認定こども園・幼稚園などでティッシュ配りを実施します。



▲ 民生委員・児童委員の日に行われるティッシュ配りの様子

## 民生委員・児童委員について

民生委員  
児童委員 には



- ・資格や専門知識は不要です。
- ・報酬はありませんが、活動に必要な費用の一部（交通費など）は支弁されます。
- ・守秘義務が課せられています。
- ・働きながら活動している委員も多くいます。
- ・地区ごとに所属する民生児童委員協議会があり、仲間と協力しながら活動しています。
- ・任期（3年）があり、再任も可能です。